

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成24年9月1日 No. 732

労働基準情報

岩手

Sep

9

2012



『秋のいろどり(八幡平)』 写真:真館弘治

心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理

(全国労働衛生週間スローガン)

〔目次〕

全国労働衛生週間	2
就任のご挨拶	3
化学物質を取り扱う事業主の皆様へ	4
次世代法に基づき国立大学法人岩手大学を認定、 母性健康管理措置	5
放射線の基礎知識 No.1	6
クエスチョン、死亡災害速報	7
働く人の心の健康 vol.5	8
インフォメーション、岩手産業保健推進センターのお知らせ	9
講習会のお知らせ	10・11

今月は「全国労働衛生週間準備期間」です。心とからだの健康を見つめ直してみませんか。

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

(平成24年度全国労働衛生週間スローガン)



全国労働衛生週間（毎年10月1日から7日まで）は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第63回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきました。

職場における労働者の健康の確保を図り推進するためには、職場のトップ、管理監督者、産業保健スタッフ、労働者が連携・協力して健康の維持・増進に取り組み、健康が確保された職場を実現していくことが重要です。

このような観点から、本年度は、「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」をスローガンとして展開されることになりました。

この全国労働衛生週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう！

準備期間中（9月1日から9月30日まで）の各職場で実施する事項は次のとおりです。

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進 2 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進 3 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めた労働衛生管理活動の活性化 4 作業環境管理の推進 5 作業管理の推進 6 健康管理の推進 7 労働衛生教育の推進 8 職場における受動喫煙防止対策の推進 9 粉じん障害防止対策の徹底 10 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 11 熱中症予防対策の徹底 12 電離放射線障害防止対策の徹底 13 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底 14 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底 15 VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進 | <ol style="list-style-type: none"> 16 化学物質の管理の推進 17 石綿障害予防対策の徹底 18 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実 19 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進 20 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取り組みの促進 21 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取り組み 22 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進 |
|---|--|

本週間中（10月1日から7日まで）に各職場で実施する事項は次のとおりです。

- 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

**新会長に
竹中陽一氏
が就任**

前会長三浦 宏氏の所属会社の人事による辞任に伴い、新会長を選出するため当協会定款第21条による書面による決議を行った結果、理事全員及び、監事全員の同意があり、東北電力株式会社岩手支店 執行役員岩手支店長、竹中陽一氏が会長（代表理事）に選出されました。

就任ごあいさつ

公益財団法人 岩手労働基準協会

会長
(代表理事) **竹中陽一**



この度、三浦前会長の後を受けまして会長に選任されました東北電力(株)岩手支店長の竹中陽一でございます。前会長同様会員の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人岩手労働基準協会は、労働基準行政の推進を側面から支援協力する団体として昭和26年8月に設立されて以来60年余に亘り「労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与する」ための諸活動に取り組んでまいりました。

この間、平成22年12月1日岩手県知事の認定を得て公益財団法人に移行登記し、公益法人に相応しい事業の展開に努めているところでございます。当協会は、会員数約5200を数える県下有数の労働関係団体に成長し、時代の変化に対応した事業の推進を今後も続けてまいります。

さて、県内の経済情勢は復旧・復興関連を中心に持ち直しているとのことではあります。製造業等では海外経済の影響を注視しなければならない状況にあり、まだまだ予断を許さない状況と思われま。このような状況の中、「労働者の福祉の向上と産業の健全な発展」に取り組むことが重要であると認識しております。

一方、労働災害の発生は3年連続して増加の傾向を示しているとのことであり、また、復旧・復興関連工事での労働災害の発生が懸念されることから、一層の労働安全衛生活動の活性化が重要になってくると思われま。

このような情勢を踏まえ、行政当局のご指導をいただきながら、会員各位のご支援により適切な協会運営に努めてまいり所存でございますので、皆様のご理解ご支援をお願いし、挨拶とさせていただきます。

新規起業事業場就業環境整備事業では、皆さんの起業等を支援します(無料です)。

■この事業は、次のような事業主の皆さんを対象とするものです。

- 会社を興してから
 - 異なる業種へ進出するなどしてから
 - 分社してから
 - 労働者を初めて雇い入れてから
- } 概ね5年以内の事業主

◆「個別に訪問」して支援

労働時間制度や安全衛生管理などに詳しい専門家(指導員)が貴社を訪問し、業態等に相応しい就業環境を整えるために必要な情報を提供するとともに、次のようなご相談にも応じ、具体的な対応策も助言します。

- ①変形労働時間制度・裁量労働制の導入の可否、②労働時間の適正把握・管理、③休日・休暇の設定、年次有給休暇の付与、④安全衛生管理体制の整備、⑤資格の必要な業務の確認と資格取得、⑥機械・設備の安全性の確保や届出、⑦労働保険(労災・雇用)の加入手続き、⑧就業規則の作成届出、⑨労働条件の明示 など

この事業のご利用を希望される場合は下記にご連絡下さい。
全基連岩手県支部(岩手労働基準協会) TEL 019-681-9911

指導員(社会保険労務士)がお伺いする日程を調整させていただきます。

化学物質を取り扱う事業主の皆さまへ

女性労働者の就業を禁止する業務の範囲が拡大します

平成24年10月1日から

女性労働基準規則の改正により（改正女性則）、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質（下欄参照）を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を以下の業務に就かせることは禁止となります。

女性労働者の就業を禁止する業務

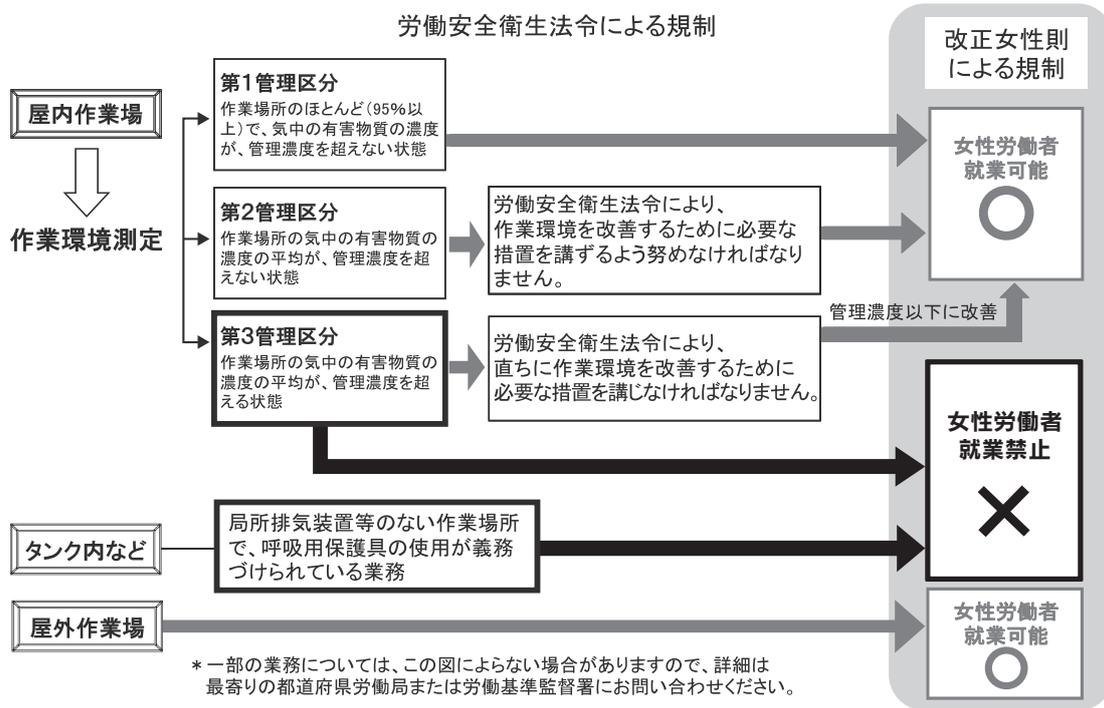
●労働安全衛生法に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分（下記参照）」となった屋内作業場での全ての業務



●タンク、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられているもの



労働安全衛生法令と改正女性則の関係（概要）



改正女性則による就業制限対象物質

以下の25の物質が規制の対象となります。これらは同時に、労働安全衛生法に基づく「特定化学物質障害予防規則」「有機溶剤中毒予防規則」「鉛中毒予防規則」の適用を受けます。

事業主は、女性則に基づく措置とは別に、労働安全衛生法例に基づき、局所排気装置等による発散抑制措置、作業環境測定、健康診断などを実施してください。

特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの

- 1 塩素化ビフェニル（PCB）
- 2 アクリルアミド
- 3 エチレンジミン
- 4 エチレンオキシド
- 5 カドミウム化合物
- 6 クロム酸塩
- 7 五酸化バナジウム
- 8 水銀およびその無機化合物
- 9 塩化ニッケル（II）（粉状のものに限る）

- 10 砒素化合物
- 11 ベータープロピオラクトン
- 12 ペンタクロルフェノール（PCP）
- 13 マンガン

鉛中毒予防規則の適用を受けているもの

- 14 鉛およびその化合物

有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの

- 15 エチレングリコールモノエチルエーテル

- 16 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート
- 17 エチレングリコールモノメチルエーテル
- 18 キシレン
- 19 N、N-ジメチルホルムアミド
- 20 スチレン
- 21 テトラクロルエチレン
- 22 トリクロルエチレン
- 23 トルエン
- 24 二硫化炭素
- 25 メタノール

改正条文、施行通達などは厚生労働省のホームページをご覧ください。

トップページ「分野別の政策」雇用・労働＞雇用均等＞労働者の方へ＞働く女性の母性管理について＞働く女性の母性健康管理措置、母性保護規定について

お問い合わせは、岩手労働局または各労働基準監督署まで

次世代法に基づき国立大学法人岩手大学を認定

～仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を認定～

次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・届出し、計画の目標を達成したことなど一定の基準を満たした場合、申請により、厚生労働大臣（都道府県労働局長に委任）より「基準適合一般事業主」として認定を受け、認定マークを商品、求人広告等に使用することができます。

岩手労働局は、この度、「国立大学法人岩手大学」を認定いたしました。取組み状況は以下のとおりです。

国立大学法人岩手大学の取組状況

1 届出目標の実施内容

- (1) 妊娠者等を対象に出張相談を実施するとともに、出産後利用できる制度一覧を配付した。
- (2) 妻が出産する男性を対象に、子育てのための制度一覧表を配布し取得促進を図った。
- (3) 行動計画期間中に男性1名が育児休業を取得した。
- (4) 学内保育スペースを開設、ベビーシッター費用の補助、子育て中の女性研究者に対する研究支援者の配置を行った。
- (5) 看護休暇制度について、対象を子が中学校就学前まで拡大した。
- (6) 健康診断後に、時間外労働縮減を促す文書を労働者に配布した。
- (7) 夏期の年次有給休暇一斉付与以外でも積極的に年休取得するよう文書にて周知した。
- (8) 会議のあり方の見直しに向けたキャッチコピーを募集し、ポスターを作成、掲示した。
- (9) 地域子育て支援交流会を開催、学生対象の次世代育成サポート養成講座を実施した。

2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 行動計画期間内に出産した女性の100%が育児休業を取得した。
- (2) 小学校就学前まで利用できる短時間勤務制度を整備した。

お問合せは
岩手労働局雇用均等室（電話 019-604-3010）

～母性健康管理措置を講じてください～

妊産婦が安心して出産し働き続けるために

妊産婦（妊娠中及び産後1年を経過しない女性）より、勤務時間中に通院したいとの申出や、体調不良により医師等から指導を受けたとの申出があった場合、事業主は（1）通院時間の確保や、（2）医師の指導を守るための措置を講ずる義務があります。

（1）通院時間の確保

- 対象となる健康診査は、妊産婦本人のための産科に関する診察・検査と保健指導のことです。
- 医療機関への往復時間も含め必要な時間を与える必要があります。

（2）医師等の指導事項を守るための措置

- 指導事項を守るための措置として、通勤緩和（時差出勤等）、休憩（回数増等）、症状に対応する措置（作業制限・短時間勤務・休業等）があります。
- 指導内容を明確にするための「母性健康管理指導事

項連絡カード」が妊産婦から提出された場合は、記載内容に応じ適切な措置を講ずる必要があります。カードは厚生労働省HPからダウンロードできます。（<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-25-1.htm>）

（3）共通事項

- （1）通院時間、（2）短時間勤務等、実際に勤務しなかった時間分の賃金は、労使話し合いで決めることが望めます。勤務しなかった時間を超えた無給扱いは不利益取扱いとなり禁止されています。
- （1）通院時間、（2）休業等に年次有給休暇を当てる指示は認められませんが、労働者自ら希望して取得することを妨げるものではありません。

〔問合わせ先〕
岩手労働局雇用均等室（電話 019-604-3010）

放射線の基礎知識

No.1

元・岩手医科大学医学部
衛生学公衆衛生学講座特任教授 板井一好

1. はじめに

福島第一原発事故により環境中に大量の放射性物質が放出され、福島県をはじめ周辺諸県において放射線による影響が危惧されており、一部では風評被害も生じている。放射線の生体への影響に関して、多くの情報が存在しており過度な心配から日常生活に支障をきたすことも懸念される。

本稿では、放射線の基礎知識についてまとめた。本稿が、放射線に関して正しく理解し、正しく恐れることの一助となれば幸いである。

2. 放射能と放射線

原子核が放射性壊変して放射線を放出する性質を放射能という。ストロンチウム90やセシウム137 (Cs137) は放射線を放出するので放射性核種という。放射性核種の原子核の単位時間当たりの壊変数を放射能の強さと言い、ベクレル (Bq) で表す。1秒間に一個の原子が壊変すれば1 Bqである。

放射線は、放射性核種の壊変によって放出され、高いエネルギーを持っている。放射線には粒子線と電磁波があり、 α 線 (ヘリウム核)、 β 線 (電子)、中性子線は粒子線、 γ 線やエックス線は電磁波である。放射線は高いエネルギーを持っていることから、原子を電離・励起して健康に悪影響をもたらす。

3. 外部被曝と内部被曝

外部被曝は体外にある放射線源から放射線をうけることで、放射線の中でも透過力のある γ 線が問題となる。外部被曝の場合には、線源からの距離の二乗に反比例して線量が減衰する。したがって、線源から離れるに従って、被曝線量は急激に減衰する。

内部被曝は体内に取り込まれた放射性核種による被曝のことで、食物等に含まれる放射性核種を摂取することによって生じる。全ての放射線が問題となるが、 α 線の影響が特に大きい。Cs137では β 線と γ 線が放出され、 α 線は問題とならない。

4. 物理的半減期と生物学的半減期

物理的半減期は、放射性核種の原子数が初めの数の半分になるまでの時間のことで、指数関数的に減少し長いほど被曝量が大きくなる。Cs137では物理的半減期が約30年であるので、原発事故から30年で放射線量が1/2になり、60年で1/4になる。

一般に、体内に取り込まれた物質は尿などを介して体外に排泄される。生物学的半減期は、体内に取り込まれた放射性核種が時間とともに体外に排泄されて、元の半分の量になるまでに要する時間のことである。長いほど被ばく量は大きくなる。Cs137の生物学的半減期は、30日から110日と年齢によって異な



り子供で短い。

5. 確定的影響と確率的影響

確定的影響は、放射線被曝によって組織や臓器に生じる障害で、白内障、下痢、皮膚炎、脱毛、出血などがある。通常は数百mSv以上の大量外部被曝で生じる。

確率的影響は、放射線による生体を構成する原子の電離・励起が原因でおこり、損傷したDNAを持つ細胞が分裂を繰り返して生じるガンや遺伝的影響である。外部及び内部被曝で生じる。今回の原発事故で、問題となるのは確率的影響である。

6. 生体影響に関する被曝量の表し方

放射線被ばくによる生体影響は、放射線の種類や生体臓器の種類によって異なる。放射線の種類や臓器の違いによる影響を考慮した全身の被曝線量は実効線量 (シーベルト、Sv) で表される。Svは大きすぎる線量なので、通常はその1/1000のmSv (ミリシーベルト) が用いられる。なお、mSvのさらに1/1000が μ Sv (マイクロシーベルト) である。

7. 自然放射線と人工放射線

地球が出来た時から主に地殻中に存在する天然放射性核種として、カリウム40 (K40) やウラン及びトリウム壊変系列核種 (ラドン、ラジウム等) がある。また、宇宙線由来の核種としてトリチウムや炭素14等がある。これらから放出される β 線や γ 線による外部被曝及び内部被曝量は世界平均で年間2.4mSvと見積もれている。日本ではこれよりやや少なく約1.4mSvと見積もられている。

人工放射線源として、レントゲン撮影等の放射線診断や放射線治療、核実験によるフォールアウト (放射性降下物) 等がある。放射線診断による医療被曝量が大きく年間の平均で2.4mSvと見積もられているが、個人差が大きいと考えられる。

参考文献

1. 柴田徳思編、放射線概論、通商産業研究社、東京、2011。
2. 放射線科学センター、暮らしの放射線、茨城県つくば市、2005。



免許申請時の 実務経験証明について



Q 私は、先日発破技士免許試験に合格したので免許申請を行おうとしたところ、同僚から「免許申請を行うためには、実務経験証明が必要なので、社長に発行してもらうように頼まなければいけない。」といわれました。

先輩には、免許申請には申請書類と合格通知があれば申請できると聞いていたのですが、合格通知のみでは免許申請はできないのでしょうか。

A 免許には、取得するためには一定の実務経験等が必要なものがあります。

以前は、免許試験の申請を行う際の「受験資格」として実務経験等を証明する書類等を添付し申請を行っていました。

しかし、平成24年4月1日から、「高圧室内作業主任者免許試験」「発破技士免許試験」「ガス溶接作業主任者免許試験」「林業架線作業主任者免許試験」「二級ボイラー技士免許試験」「ボイラー整備士免許試験」の6免許に関しては、「実務経験を有する」等の要件が試験を受けるために必要な要件（受験資格要件）から免許を交付する際に必要な要件（免許交付要件）に変更されました。

そのため、試験を受験する際は実務経験等の資格要件は不要となり、誰でも受験をすることができるようになりました。

例えば、二級ボイラー技士免許を取得するためには、従来は「ボイラー実技講習」を受講してから「二級ボイラー技士免許試験」を受験する必要

がありましたが、これからは、ボイラー実技講習を受講する前に「二級ボイラー技士免許試験」を受験し、試験に合格してから「ボイラー実技講習」を受講することが可能となりました。

ご質問のケースは発破技士免許のため、平成24年4月1日から免許試験を受験する際には実務経験の証明書の添付が必要なくなりました。しかし、免許の交付を受けるためにはこれまでと同様に実務経験等の要件を満たしていることが必要であるため、免許申請書に実務経験従事証明書か発破実技講習修了証等の実務経験等を証明する書面の添付が必要となりました。

なお、平成24年3月31日までに免許試験に合格した方は、実務経験等を証明する書面の添付は不要です。

ただし、試験受験には実務経験等の要件は不要となりましたが、免許の取得について実務経験等の要件が不要になったわけではありません。

また、平成24年4月1日以降に試験合格により上記6免許について東京労働局免許発行センターに免許申請を行う場合には、実務経験などを証明する書類の添付が必要となりますので、ご注意ください。

なお、免許証の申請に関しては、岩手労働局労働基準部健康安全課（電話019-604-3007）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

死亡災害速報（7月）

■花巻署 建設業（砂防工事業） 7月6日 男(73) 激突

落石防護ネット施工のため倒木処理作業中に、倒木の根元部分をチェーンソーで切断したところ根元部分が跳ね上がり、その反動で親綱ごと跳ね飛ばされ法面に全身を強打した。

■盛岡署 産業廃棄物処理業 7月13日 男(32) 墜落・転落

浄化設備の汚泥槽の汲み取り作業中、汲み取った汚泥を一旦処分場へ搬送している間に、汚泥槽内に転落した。

■宮古署 建設業（土木工事業） 7月30日 男(46) 墜落・転落

法面保護のため、保護ネットと固定用ワイヤーロープを結束する作業を行っていたところ、親綱が短かったためロリップが外れ墜落した。

職場のメンタルヘルス対策 Vol.5 ～回復のステップ～

今松メンタルヘルスケア事務所
今松 明子

メンタルヘルス不調者の職場復帰支援でもっとも難しいのは復帰のタイミングだと思っている担当者の方は多いと思います。そこで、うつ状態を伴う休業事例で一般的な回復の過程を知識として理解しておきましょう。

うつ病回復のステップ

回復初期：休職開始直後～3週間。十分に身体を休ませる時期。何もする気が起きず、1日中ゴロゴロと横になって過ごし、殆ど起きられず、寝てばかり。会社の事が気になったり、本当に治るのかと不安が募り一時的に症状が悪化することもある。

生活安定期①：2～3週間。昼間起きて夜寝るリズムが少しずつ戻ってくる。ただ、疲れやすく家の中でゴロゴロ過ごす。少しだけ意欲が戻ってくる。

生活安定期②：2～3週間。日中に横にならずに起きて過ごせ、身の回りのこと、家の中のことができるようになる。少しなら外出できるがすぐ疲れてしまう。

復帰準備期①：3～4週間。家の中の生活のリズムが安定し、午後からなら買い物や散歩など少しなら外出でき、復職や仕事のことも考えられるようになる。

この辺で復職可能の診断書がでてくることもあり、そのまま復職とした途端に再休職となってしまうケースもある。

復帰準備期②：3～4週間。家の中の生活のリズムが更に安定し、午前中からも外出できるようになるが、人の多い場所や、電車に乗ったりすると疲れてしまう。集中力や理解力等、頭の回転が戻ってくる。ストレス要因や対策などの振り返りが出来る。



復帰準備期③：1～2ヶ月間。業務に必要な判断力や集中力が戻ってきて、図書館等を利用し通勤を模した入社練習が週5日継続してでき、翌日には疲れが回復している。

復職可能：主治医や産業医、人事等が復職を認める段階。フルタイム勤務が安定して行える体力が戻り、今回のメンタルヘルス不調を振り返ることができ、復帰後同じことを繰り返さないための再発予防策が一定程度しっかりしたものになっている状態。

この後は、それぞれの会社規程によるが段階的な勤務を開始し、様子を見ながら半年くらいをかけて休職前の仕事量に戻すことを目標していく。(参考：難波克行 メンタル不調者の職場復帰支援)

気をつけたいこと

多くの場合休職者は回復、復職を焦っています。いくらか意欲がでてきた時期に復職のために、例えば散歩なども体力つくりのためと疲れ果てるまで頑張ったり、無理してスポーツジムに行くような人もいます。努力しすぎるのは逆効果になることもありますので何をして過ごせばよいか、主治医や産業医によく相談し、アドバイスをもらうことは重要です。また、生活のリズムがもどった安定期からは月に1度は本人と面談して、症状や日常の過ごし方、主治医からのコメントなどをよく聴き取り、どのくらい回復しているのか確認していくことや本人を通じて主治医と連携することも大切です。

個人情報管理

労働者の健康情報等は個人情報の中でも特に厳格に保護し、慎重な取扱いが必要です。そこで、労働者の健康情報等を取り扱う人とその人の権限を明確にし、特定の部署で一括管理していきましょう。業務上必要と判断される限りで集約・整理した情報を必要とする人に伝えられる体制が望まれます。また、労働者の健康情報等を収集する場合にはあらかじめ本人の同意を得て、本人を通して行ったほうがいいと思います。

まだ情報の取り扱いルールがないところは早期に一定のルールを策定し、関係者に周知することが必要です。



新会員事業所のお知らせ

7月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
宮古	(株)磯鶏鉄工所	宮古市
釜石	五洋建設(株)岩手営業所	釜石市
花巻	大和電設工業(株)岩手支店	奥州市
花巻	ユニオン建設(株)北上新幹線出張所	北上市
花巻	(有)佐藤自動車	西和賀町

支部名	事業所名	所在地
花巻	(株)ワークパワー	奥州市
大船渡	(株)東部環境大船渡営業所	大船渡市
大船渡	多田工房	陸前高田市
二戸	小野寺板金工業	野田村

●リスクアセスメント実務研修のご案内

当協会では、中災防の主催する標記研修に協力し、11月9日(金)に岩手労働基準協会研修センターで開催いたします。

本年度の開催では、従業員300人未満の労災保険適用事業場について、受講料の割引制度が適用されます。(通常の60%の受講料となります。)

リスクアセスメントの導入は労働災害防止の決め手とされていることから、この機会に受講されますようご案内いたします。

～岩手産業保健推進センターのお知らせ～

岩手産業保健推進センターでは、衛生管理担当者、人事・労務管理担当者、産業看護職、産業医、管理監督者、事業主等の産業保健スタッフの業務を支援するため、各種産業保健研修会を開催しています。

お申込み・お問合せは、岩手産業保健推進センター(電話 019-621-5366 FAX 019-621-5367)またはホームページ(<http://www.sanpo03.jp/>)のメールフォームから。

開催日時	開催場所	研修テーマ等
9月14日(金) 13:30～16:30	北上市 さくらホール	看護職等研修 (産業看護職、衛生管理者、衛生推進者、健康管理担当者) 健康確保対策シリーズ1 「生活習慣病対策」
9月19日(水) 13:30～16:30	北上市 オフィスプラザ	衛生管理者等研修 (衛生管理者、衛生推進者、産業看護職、健康管理担当者) 有害環境対策シリーズ1 「騒音対策」
9月25日(火) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ 802	衛生管理者等研修 (衛生管理者、衛生推進者、産業看護職、健康管理担当者) 「仕事と生活の両立の為に」「過重労働による健康障害防止対策」
9月29日(土) 14:30～16:30	北上市 オフィスプラザ	産業医研修Ⅱ(※日医認定2単位取得) 「放射線の基礎知識」

- ※10月の予定
- 10月10日(水) 盛岡市 衛生管理者等研修 健康確保対策シリーズ2 VDT作業、歯の健康
 - 10月13日(土) 一関市 産業医研修Ⅲ「放射線の基礎知識」「メンタルヘルス対策」(※一関市医師会と共催)
 - 10月16日(火) 盛岡市 看護職等研修Ⅳ 健康確保対策シリーズ2 「メンタル不調と各種疾病」
 - 10月19日(金) 北上市 衛生管理者等研修 職場の有害環境対策シリーズ2 「有機溶剤」
 - 10月24日(水) 一関市 カウンセリング研修Ⅱ-2 「アサーション」
 - 10月26日(金) 盛岡市 衛生管理者等研修 職場の有害環境対策シリーズ2 「粉じん対策」

講習会のおしらせ 24年11月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代	
技	有機溶剤作業主任者技能講習	11/28(水)～29(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	11/20(火)～21(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680	
	玉掛け技能講習	9/26(水)～28(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,600	
		10/9(火)～11(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部			
		10/9(火)～10(水)・12(金)	花巻市交流会館他	30	花巻支部			
		10/23(火)～25(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
		10/23(火)～24(水)・26(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
		11/6(火)～8(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部			
		11/6(火)～7(水)・9(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部			
		11/12(月)～14(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部			
	11/12(月)～13(火)・15(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部				
	能	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	9/14(金)～17(月)	アイドーム他	40	一関支部	28,350	1,575
			9/18(火)～21(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
			9/18(火)・24(月)～26(水)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
			10/9(火)～12(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
			10/9(火)～12(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
			10/15(月)～18(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部		
			10/16(火)～19(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
			10/16(火)・22(月)～24(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
11/5(月)～8(木)			二戸職業訓練協会	30	二戸支部			
11/26(月)～29(木)			花巻市交流会館他	40	花巻支部			
習	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	10/15(月)・19(金)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	11,550	1,575	
	小型移動式クレーン運転技能講習	9/10(月)～12(水)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,600	
		10/2(火)～4(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部			
		10/16(火)～18(木)	福士の里センター他	30	大船渡支部			
		10/16(火)～17(水)・19(金)	福士の里センター他	20	大船渡支部			
		10/17(水)～19(金)	久慈市文化会館アンバーホール	30	二戸支部			
		11/26(月)～28(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
		11/26(月)～27(火)・29(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
	ガス溶接技能講習	10/12(金)～13(土)	花巻市技術振興会館他	60	花巻支部	9,450	840	
		10/16(火)～17(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部			
		11/2(金)～3(土)	一関職業訓練協会	50	一関支部			
		11/15(木)～16(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部			
	安全衛生推進者養成講習	10/25(木)～26(金)	花巻市技術振興会館	60	花巻支部	8,400	1,260	
11/14(水)～15(木)		岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部				
特別教育講習	アーク溶接特別教育	9/13(木)～14(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	8,400 9,450	1,050	
		9/21(金)～22(土)	北上製紙㈱	40	一関支部			
		11/1(木)～2(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部			
		11/22(木)～23(金)	花巻市技術振興会館他	60	花巻支部			

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育講習	クレーン運転業務特別教育	9/18(火)~19(水)	花巻市交流会館他	60	花巻支部	8,400 9,450	1,500
		10/9(火)~10(水)	岩手開発鉄道(株)他	30	大船渡支部		
		10/19(金)~20(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		11/13(火)~14(水)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部		
	小型車両系建設機械運転特別教育	9/20(木)~21(金)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	12,900 13,950	1,600
		9/25(火)~26(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
		10/22(月)~23(火)	花巻市交流会館他	20	花巻支部		
	酸素欠乏危険作業特別教育	10/22(月)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	5,250 6,300	1,050
	研削といしの取換え等の業務特別教育	9/18(火)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	5,250 6,300	1,155
		9/18(火)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部		
10/27(土)		北上製紙(株)	40	一関支部			
11/17(土)		ポリテクセンター岩手	40	花巻支部			
低圧電気取扱業務特別教育(開閉器の操作)	11/22(土)	アイ・ドーム	40	一関支部	6,300 7,350	630	
その他	職長教育	9/25(火)~26(水)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部	11,550 12,600	840
		10/23(火)~24(水)	アイ・ドーム	40	一関支部		
		11/7(水)~8(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
		11/20(火)~21(水)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
職長・安全衛生責任者教育	11/13(火)~14(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,550 12,600	1,470	
労働衛生担当者研修	9/7(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,500	
第1種衛生管理者試験準備講習	10/11(木)~12(金)及び 10/18(木)~19(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,600 14,700	6,510	
衛生管理者能力向上教育	10/30(火)~31(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	10,500 12,600	3,003	

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段=会員、下段=会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

大船渡支部仮事務所 〒022-0003 大船渡市盛町字東町10-3 岩手開発鉄道(株)2F

クイズプレゼント

女性労働基準規則が改正され、本年10月1日から施行されることになりました。

新たに女性の就業が禁止されることとなる屋内作業場の作業環境測定の評価区分は次のどれでしょうか。

- ① 第1管理区分
- ② 第2管理区分
- ③ 第3管理区分

ヒント 本誌4ページに関連記事

- 応募方法 ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 締め切り 平成24年9月25日(火) 消印有効
- 宛先 ☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表 応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 8月号の正解 ①

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

さり気なく逃げ道あけてある叱咤

部下や子供を叱るときに、なんでもかんでも問い詰めると、とんでもないことになります。気が付かれないようにこっそり逃げ道をあけておいてあげましょう。

(川柳原生林6月号〈杜若〉菅沼道雄作品より)

編集後記

このほど総務省から公表された人口動態調査によると、人口は全国で26万人余減少し、過去最大の減少幅になったとのこと。今後、人口は更に大きな数字で減少していくと予想されている。

県内の出生数は9,317人と過去最も少ない数字となっており、前年より150人少なく、小学校の5学級分に相当する。この5年間では31学級分が減少したことになる。

少子化対策として様々考えられるが、女性が働き続けることができる環境づくりも一つの打開策と思われる。人口減は需要減につながり、近い将来に企業に影響が生じることが懸念されることから、各企業が一步踏み込んだ環境整備を行っていくことを期待する。(Y,N)



監修：中災防、マンガ：ミヤチ ヒデタカ

岩手の死亡災害 (7月末)

製造業	3	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	2	(5)
運輸業	0	(1)
林業	1	(1)
商業	1	(1)
その他	1	(0)
累計	8	(9)

() 内は前年同期

(注) 震災に伴うものは含んでいません。

発行 平成24年9月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
☎020-0857 / ☎019-681-9911 / FAX019-681-1018
編集・発行人 中村靖夫